

一般社団法人モバイルブロードバンド協会 プロトコル分科会
標準化規程

平成 22 年 2 月 22 日

- 第 1 条 プロトコル分科会会員は、標準案の提案者となる事ができる。
- 第 2 条 標準案の提案者は、本規程に従う旨を文書で事務局に提出しなくてはならない。
- 第 3 条 標準案の著作権は協会に譲渡される。
- 第 4 条 協会は、提案者がその標準案を基に別の著作物を作ることを認める。
- 第 5 条 標準案は、プロトコル分科会での十分な審議を経たとプロトコル分科会長が認めた場合、プロトコル分科会での決議を経て MBA 標準草案として公開する。
- 第 6 条 標準案の提案者が希望する場合、標準案の内容とそれに関するプロトコル分科会の審議の内容は 6 箇月の間非公開とする。但し、それ以前に MBA 標準草案として公開される場合は、この限りではない。
- 第 7 条 協会会員がプロトコル分科会会員になるには、第 6 条により生じる守秘義務に同意する旨を文書で事務局に提出しなくてはならない。
- 第 8 条 MBA 標準草案は、プロトコル分科会での審議によって改訂された場合、プロトコル分科会での決議を経て、MBA 標準草案改訂版として公開する。
- 第 9 条 MBA 標準草案は、最後の改訂より 6 箇月以上を経過した後、プロトコル分科会での決議と理事会の承認を経て、MBA 標準として公開する。
- 第 10 条 MBA 標準草案、MBA 標準草案改訂版及び MBA 標準の正本は日本語とする。
- 第 11 条 プロトコル分科会長は、MBA 標準草案、MBA 標準草案改訂版及び MBA 標準の公開後、その英語版を「その他の文書」として公開するよう務める。
- 第 12 条 協会は、MBA 標準草案、MBA 標準草案改訂版、MBA 標準の複製、配布、翻訳を何人に対しても無制限に許可する。

附則

この細則は、定款に則った手続を経た時から直ちに施行する。